

平成 22 年 5 月 25 日現在

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2007～2009

課題番号：19510277

研究課題名（和文） 植民地における「通婚・雑婚」をめぐる研究

研究課題名（英文） Study about Registered/unregistered Marriages between Colonizers and the Colonized

研究代表者

宮崎 聖子 (MIYAZAKI SEIKO)

福岡女子大学・文学部・准教授

研究者番号：70401601

研究成果の概要（和文）：

本研究は植民地における植民者、被植民者間の性関係や通婚を通して、ジェンダー・人種・階級が人々の境界をいかに構築したかを考察した。対象地域は蘭領東インド(吉田)、フランス領インドシナ(松沼)、日本植民地期の台湾(宮崎)、英国陸軍のグルカ兵(上杉)である。前二者ではいわゆる「混血」が多く存在し、社会問題となった。台湾の台湾人と日本人との通婚は少なく、大きな問題とならなかった。ネパール出身のグルカ兵は外国人女性との通婚を避け、精鋭兵士としての「ブランド」や擬民族的アイデンティティの保持に務めた。

研究成果の概要（英文）：

This joint study examines how social boundaries for gender, race and class have been established in situations where colonists have produced offspring with people of the native population both in and out of wedlock. Research areas investigated include the Dutch East Indies (researcher: Yoshida), French Indochina (researcher: Matsunuma), Colonial Taiwan (researcher: Miyazaki), and Gurkha regiments (i.e. Nepalese nationals in the regiments of the British Indian Army and the postcolonial British Army) (researcher: Uesugi). The large number of births of children of mixed parentage in the Dutch East Indies and French Indochina became a social problem. On the other hand, in Colonial Taiwan, few marriages between Taiwanese and Japanese were not so many that it did not construct a social issue. Gurkhas traditionally have tried to avoid marrying foreign nationals, and by doing so, retain their elite corps status and their pseudo-ethnic identity.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2007年度	1,700,000	510,000	2,210,000
2008年度	1,400,000	420,000	1,820,000
2009年度	400,000	120,000	520,000
年度			
年度			
総計	3,500,000	1,050,000	4,550,000

研究分野：ジェンダー

科研費の分科・細目：ジェンダー

キーワード：(1)通婚 (2)植民地 (3)ジェンダー (4)人種 (5)階級 (6)国際関係 (7)「混血」

1. 研究開始当初の背景

近年、日本においても植民地研究が盛んとなっている。これまでは主として、本国との政治経済的な関係をマクロな視点でとらえるものや、被植民者の側の生活の変容に焦点をあてたものが多かったと思われる。本研究は、植民地を、不均衡な権力関係にある植民者と被植民者とが会合する「場」としてとらえ、いくつかの研究対象地域について両者の関係を具体的に描き出し、その境界がどのように構築されるのかを検討したいという興味から出発した。本研究の共同研究者は、それぞれの地域について植民地の歴史を検討してきたが、植民者と被植民者間の境界をゆるがすものとして通婚や性関係(本研究では暫定的に「通婚・雑婚」とした。以下、通婚と表記する)に着目し、それを通してみることで、より境界の構築のされ方が明らかになるのではないかと考えた。また可能であれば、複数の植民地における境界の構築のされ方を通して、統治技術についての比較が可能ではないかと予測した。

2. 研究の目的

そこで本研究の目的の第一は、植民者と被植民者の境界をゆるがすものとして、通婚、あるいはその間に生まれた子ども(いわゆる「混血」。ここでは、歴史的用語、または分析概念として用いる。以下、「カッコ」を省略する)の問題を通して植民地のあり様を説明することである。対象としては、ヨーロッパの国を宗主国する蘭領東インド、仏領インドシナ、そして近代国家としては後発の日本の植民地である台湾の他、軍人としての特異性を有する英国陸軍のネパール出身のグルカ兵を選んだ。目的の第二は、より緻密な植民地研究をめざして、Stoler(2002, *Carnal Knowledge and Imperial Power: Race and Intimate in Colonial Rule*, University of California Press.)の分析視角を参照しつつ、人種や階級、ジェンダーが、境界の構築にどのように関わっているのかをそれぞれの対象について明らかにすることである。

3. 研究の方法

植民地における「通婚・雑婚」について、先行研究は多いとはいえない。日本の植民地と人々の境界に関連する研究としては、小熊英二 1998『日本人』の境界』が挙げられる。

本研究ではその成果をふまえて、より具体的な実態、政策、法制度等についての解明を目指した。具体的には、四名の研究者が蘭領東インド(吉田)、仏領インドシナ(松沼)、日本植民地期台湾(宮崎)、英国陸軍のネパール出身のグルカ兵(上杉)について、それぞれ先行研究の検討や調査・分析を担当した。各人のバックグラウンドは、国際関係学、法学、歴史学、文化人類学と様々であり、資料分析の手法も区々である。本研究会では、メーリングリストで連絡を取り合い、年 1~2 回の研究会において情報を交換した。

4. 研究成果

ここでは、本研究で明らかになった知見のうち、まず個別の調査結果について述べ、最後にこれらの結果から得られるものについて記述する。

①蘭領東インドについて

蘭領東インドは、19 世紀に植民地統治が本国の体系的意図のもとに進められるようになる以前から、東インド会社の拠点が置かれていた。結果として、バタヴィアを中心とするいくつかの拠点地区においては、オランダ人男性と現地住民との間での混血が進み、それが植民地社会の常態と化していた。

このような社会状況は、植民地統治の進展に伴い、混血の概念に対する変化ももたらした。当初、混血が社会の常態として受け入れられていたが、19 世紀末から 20 世紀初頭において混血に対する社会的認知が変化していったことがわかる。いくつかの文献を参照する限り、そこには主に二つの要因が存在していた。第一に、ヨーロッパにおける人種概念の興隆である。19 世紀の生物学主義を背景とする人種概念の興隆は、人種の純粋性という思想を重視していた。第二に、本国と植民地との往来が、航海技術の観点から容易になったことが挙げられる。それまでオランダ本国と東インドは、身体的に頑強な男子が数カ月及ぶ航海の後に赴任する遠隔地であったのが、スエズ運河の開通や蒸気機関の革新により本国から女性や子供をとめない現地に赴任することが可能となったのである。

これらの要因は、植民地社会において、本国から赴任した純粋の白人と、同じく人種的

に純粋な現地人との狭間で、混血の社会的地位が低下し、経済的にも困窮していく過程となって現れることとなった。こうした社会的地位の低下が、後に混血の政治的意識の覚醒の要因を形成し、植民地統治の政治変化へとつながっていった。

オランダにおいて、混血に該当する概念は'gemengde huwelijk'という言葉で表されており、植民地においては異なる人種間での婚姻を指して用いられている。だが、その歴史的な用法をたどると17～18世紀頃までは、主として異なる宗教間での婚姻を意味する言葉として用いられていた。ここでの異なる宗教間とは、カトリックとプロテスタントである。

このような、語義に関する歴史的な変遷は、混血の法制史にも反映されていることが収集した資料からも明らかになった。オランダ本国において17世紀以降公布された各種の混血の婚姻規定は、すべからずカトリック教徒とプロテスタント教徒との婚姻に関する規定であり、異なる人種間に関する規定ではない。だが、東インドにおける婚姻規定は、異なる人種間での規定であり、相続や養子の規定など、注目すべき点が散見される。

今後の展望としては、第一に、オランダ本国において混血が人種間婚姻を意味するものとして受容されていく過程について、さらなる検討をおこなう必要がある。これにより、植民地における混血概念が、本国に逆輸入された可能性の有無が明らかになる。第二に、ヨーロッパ系住民と現地住民との間の混血のみならず、現地住民の間での異なる人種および宗教間の婚姻についても詳細を調べる必要がある。植民地政庁が、現地住民間の異なる人種や宗教間の婚姻について、どのように把握し、政策として展開する必要性を感じていたのか、あるいはいなかったのか。これら課題のさらなる検討を進める。

② 仏領インドシナについて

第三共和政(1871-1940)期のフランス植民地統治における雑婚および混血児については、以下のような点が明らかとなった。植民地住民は、フランス法が保証する権利と保護を享受する市民と、フランス法の適用を受けず慣習法を維持し市民権をもたない臣民に大別され、先住民に大半は後者であった。植民地における人間集団間の階層的な分類が人種でも宗教でもなく、適用される法規範によって規定された法制度のなかであって、ヨーロッパ系と現地先住民の間に生まれた混血を市民として扱い得るか否かが議論と

なり、とりわけ法的に親の不明な混血児の扱いが問題化した。

1920年代以降インドシナを皮切りに整備された法制度の第一の特徴は、人種という概念や用語がフランス共和政の法制度に持ち込まれたきわめてまれな例だったことである。当該人物にフランス人の血統が入っているかどうかを裁判所が判断する基準は、身体的外貌と文化・社会的素養とされたのである。第二には、フランスの血統をひいていけば市民とみなす規定は、よく知られたアメリカ合衆国のいわゆる「一滴理論」とは反対であり、人種主義の多様性を示す好例である。第三には、市民とみなすべき血統としてヨーロッパ人というカテゴリーが浮上した。それは白人に代わる生物学的人種概念という性格をもつが、同時に文化的要素をも意味した。

以上の考察の過程では混血児のみならずより広く、植民地住民の法的地位に関する法制度と法理念についても検討が可能となった。こうした作業を通じて新たな研究につながりえる知見として重要なものは第一に、混血問題が植民地政策に関する国際的学術会議で論じられていたことである。学知の国際交流ならびに比較の視点は、諸列強が競合しつつ協力もした帝国主義体制に関しての有意義な研究視角となり得る。第二に、本研究では個別具体的なケースには踏み込まなかったが、日本人が多数渡航し定着したニュー・カレドニアで、親の不明な混血児の扱いについて、ヨーロッパ人ではないが法的にはヨーロッパ人と同等に扱われた日本人の存在がなんらかの影響をもたらしたかどうかは、インドシナでの制度化にあたりやはり日本人が実際の混血児の存在とは無関係に論理的な可能性として問題化しただけに、調査に値する課題であると思われる。

③ 日本植民地期台湾について

植民地期台湾(1895-1945年)においてとりあげたのは、当時「本島人」と呼ばれた漢族系住民(以後、台湾人と表記)と日本人との通婚である。台湾において被植民者は、大きく台湾人とオーストロネシア語族系の少数先住民とに分けられる。大部分が山地に属する先住民の居住地域においては、日本人と先住民の通婚、あるいは性的関係は政略的な色彩が濃厚であった。すなわち先住民地域に教化者・支配者として派遣された日本人警察官などは、現地住民の教化のため、または政治的力を得ることを目的として、現地の女性と親密な関係を結び、子どもをもうけることもあった。しかし、これについては入手できた資

料に乏しく、先行研究を概観するにとどまった。

一方、台湾人と日本人との通婚は主として私的な局面で行なわれていた上に、蘭領東インドや仏領インドシナのように多くはなかったこともあり、台湾総督府は当初、通婚や混血の問題についてほとんど注意を向けなかった。日本人と台湾人はどちらもアジア人であるため、両者の差異の標識となったのは身体的な差異ではなく、日本語の運用能力を中心とした文化的なものであった。

ところで台湾在住の日本人は戸籍、台湾人は戸口という異なるシステムによって管理されており、異民族間の婚姻においては、内地の父系主義の原則が適用された。日本人男性が台湾人女性と婚姻を結ぶ場合、台湾人女性は男性の家の戸籍に入った。一方日本人女性と台湾人男性が婚姻を結ぼうとしても、女性は入るべき戸籍がないため、正式な婚姻は不可能であった。

一方日本政府は、拡大していく「外地」に対して、「内地」と共通の法律を適用する目的で「共通法」(1918年法律39号)を設けた。共通法は商法、刑法、民法などに広く関連しているが、所管官庁の意向の違いや立法過程における関係者の考え方の相違のため、一貫した筋があって生まれたものではない。台湾総督府は内地の民法を台湾にも適用しようと研究を重ねたが、家族制度や相続などの差異が大きく、結局それはできなかった。しかし家族制度や相続の問題を棚上げにしたまま、1933年に「共婚法」が設けられた。これは台湾人の「戸口」を「戸籍」と読み替えることで、台湾人に戸籍を与え、日本人女性と台湾人男性が正式な婚姻を結ぶことを可能する、便宜的なものである。

この頃台湾では、日本語の堪能な、より「日本人らしい」台湾人を作るために、子どもの教育の日本化を徹底すべきという言説が盛んであった。台湾総督府は、公学校(初等教育に相当し、日本語による教育を与える)への就学率の低い台湾人女性を台湾伝統文化の温床とみなしていた。子どもが学校で日本的文化をみにつけても家庭に帰ると母親がそれを台無しにすると考え、そのために日本女性が台湾人の家庭に入ることが真剣に論じられたのである。この動きの背景となったのは、1931年の満州事変であったと思われる。台湾人の故地である中国との戦争に当たり、台湾人を日本帝国に取り込むことが総督府の重要課題となった。ただし「共婚法」によって台湾人と日本人の通婚が大幅に増えたという事実は確認できなかった。

総督府は同時にこの時期から、次世代を育む者として、公学校を修了した台湾人女子青年に対する教化にも力を入れ始めた。総督府はこの時すでに台湾人に対する徴兵制実施を視野に入れていた可能性もあり、間もなく就学前の台湾人幼児に対する日本語教育にも着手する。ただし、これについては十分な資料を入手しておらず、今後の課題としたい。

④イギリス軍グルカ兵について

軍隊は、兵士の忠誠心の確保や任務遂行能力の向上・維持を目的として、兵士のアイデンティティの管理が行われる職場である。その具体的な内容は、募集政策から部隊編成、福利厚生政策、市民権政策等、多岐に及ぶ。特にアイデンティティ管理が重要となるのが、外国人兵士を雇用するような場合である。英国陸軍グルカ兵の国際結婚の規制の実際とその背景について、英国やネパール、日本国内におけるデータの収集や分析を行い、以下のことが明らかになった。

英国陸軍のグルカ兵のアイデンティティ管理にとって、非ネパール人女性との婚姻規制が一つの重要な要素となる。グルカとは、単一の民族・カーストではなく、いくつかの民族・カーストから構成されるカテゴリーである。旧東インド会社軍と旧英領インド陸軍、そして英国陸軍の、植民地政策と募集・派兵戦略、移民政策を維持するために、つくられたのが、グルカ兵というブランドである。旧東インド会社軍と旧英領インド陸軍、そして英国陸軍はこのカテゴリーに沿って兵士を募集し、派兵してきた。そして雇用される方も、民族・カースト内婚を行い非ネパール人女性との通婚を慎むことにより、雇用者の期待に応じて、純粋なグルカ兵を再生産し雇用を維持してきたのである。

たとえば、グルカ兵というブランドがつけられる19世紀後半は、グルカ兵は主に植民地インドで治安維持に従事していた。そこで必要なのは、任務を遂行する兵士と任務の対象となる植民地人民が互いに重複することのない他者であることである。しかし、グルカ兵と植民地インドの人民は文化的に近縁である。そこでインド人民とは異なるグルカ兵というカテゴリーがつけられた。旧英領インド陸軍は、内婚の単位である特定の民族・カーストの中からグルカ兵を募集するべしとする募集ハンドブックを作成した。また、英国は1923年の条約により、ネパールの独立を認め、植民地インドとは異なる独立国家という位置を与えた。

1947年にインドとパキスタンが分離独立

を達成すると、植民地インドの治安維持という任務はなくなった。しかし、グルカ兵というブランドに沿って募集と雇用を行うことは、第二次世界大戦後の英国の国際戦略にとっても有効であった。また、英国人とは異なる雇用条件を適用して人件費を抑制したり、退役兵士の英国への流入を抑制したりするために、グルカ兵はネパール人でなければならなかった。そのため、国際結婚の規制は続いた。グルカ兵自身、自己規制を行ってきた。香港返還以前のグルカ旅団では、兵士が外国籍の女性と結婚しようとする、上官が「グルカ兵としての名声を考えろ」といってやめるように忠告したという。

以上のように、グルカ兵というブランドを維持するため、また、植民地の人民や英国人将兵との間の社会的境界を維持するために、国際結婚は規制され、しかもそれは、政策の対象となる兵士により内面化されていた。

⑤以上四つの対象について、それぞれの研究を述べたが、最後に研究全体を振り返ってみる。

本研究では植民地を不均衡な人々が出会う(遭遇する)「場」としてとらえ、それを通婚を通して考察することを試みた。それによれば、通婚のあり方には多様性が大きいことが分かった。例えばオランダやフランスを宗主国とする東インドやインドシナでは、植民者と被植民者間の通婚が盛んで、混血の存在が量的にも無視し得ない存在となった。一方台湾においては、台湾獲得の契機が日清戦争における勝利であったことや、台湾に渡る日本人の数が植民地期を通して官吏や商工業者に限られていたことなどから、被植民者との通婚は相対的に少なかった。総督府はむしろ中層以上の日本人女性と台湾人男性の通婚を歓迎してさえいた。英国陸軍のグルカ兵は、宗主国からの期待と自己規制により、内婚を維持しており、前三者とは異なり、通婚のない事例である。これはグルカ兵においてマーシャル・レイスとしてのアイデンティティが歴史的に作り出されたための特有な現象といえるかも知れない。大雑把にいうなら、植民地の人々の経済状況や交通・通信等を含む社会環境、自・他民族との共存のあり方などがそれを規定していると思われる。

①～④の通婚に関して、人種や階級、ジェンダーがどのように関わるかについて、簡単に整理することは難しいが、いくつか得られた知見を挙げておく。例えば「混血」の所属をどのように規定するかについては、蘭領東インドや日本では父系主義的であったのに対し、仏領インドシナでは少なくとも建前は父母両系主義をとっていた点で興味深い。通婚を行なわないグルカ兵は、その存在自体が

男性的であると同時に、そのことがカースト／階級の再生産につながっているといえる。

次に、それぞれの調査報告で各研究者が指摘しているように、人種や階級、ジェンダーは独立した概念ではなく、相互参照(相互侵食)的な連関を有していることが分かった。今後の研究をさらに精緻化するためには、これら概念自体についての検討が必要である。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 9 件)

①上杉妙子「グルカ兵と越境社会空間ネパールの行方」、『人権と部落問題』第 61 巻第 1 号 (通巻 728 号)、2009、66—71

②松沼美穂「フランス第三共和政期のインド所領住民の法的地位と参政権—ナショナル・アイデンティティの構築と植民地支配の関連をめぐり—考察」、『西洋史学論集』(査読有) 46 号、2008、21-38

③松沼美穂「フランス第三共和政期の植民地住民の法的地位に関する予備的考察」、『文藝と思想』(福岡女子大学文学部) (査読有) 72 号、2008、73-90

④松沼美穂「第三共和政期セネガル四都市における参政権と市民権—共和国の境界と植民地」、『日仏政治研究』(査読有)、4 号、2009、1-12

⑤松沼美穂「血統・文化・人種によるフランス人種—第三共和政期の植民地における混血の法的地位」、『思想』1018 号、2009、99-120

⑥宮崎聖子「「内台共婚」と植民地における台湾人女子青年団の位置づけ」、『南島史学』(査読有)、70 号 南島史学会 2007、83-97

⑦宮崎聖子「植民地台湾における「男らしさ」の変容—青年期教育の帝国史・地域史・個人史」、『西村山地域史の研究』(査読有)、27 号 西村山地域史研究会 2009、18-37

⑧吉田信「文明・法・人種—「日本人法」制定過程をめぐり議論から」、『東南アジア:歴史と文化』(査読有)、37 号、2008、3-27

⑨吉田信「浅野豊美著『帝国日本の植民地法制』名古屋大学出版会」(書評)、『歴史学研究』(査読有)、858 号、2009 年、45-49

[学会発表] (計 10 件)

①上杉妙子「英国陸軍グルカ旅団における軍事ヒンドゥー教—労働移民の職場と境界作業—」東南アジア学会九州地区例会、九州大学六本松キャンパス、2007.6.30

②上杉妙子「現地人兵士はなぜ国際結婚ができないのか—グルカ兵というブランド」通婚研究会、東京大学本郷キャンパス、2010.2.22

③松沼美穂「「原住民」(Indigène) とはなにか—フランス第三共和政期の植民地統治に

における人の法的分類指標と境界」近代社会史研究会、京大会館、2008. 7. 19

④松沼美穂「第三共和政期の植民地住民の法的地位—セネガルの事例を中心に」第 42 回日仏政治学会研究会、神戸大学、2008. 3. 8

⑤松沼美穂「フランス第三共和政期の植民地住民の法的地位—仏領インドの事例を中心に」社会経済史学会九州部会例会、九州大学経済学部、2007. 7. 12

⑥宮崎聖子「内台共婚」における台湾人女子青年団の位置づけ」第 36 回南島史学会静誼大学連合学術研究会、台湾静誼大学(台中市) 2007.5.19

⑦宮崎聖子「植民地期台湾における「社会教育」と女性——歴史人類学の視点から」文化人類学会第 43 回研究大会、大阪国際交流センター、2009.5.30

⑧宮崎聖子「地域社会と動員——1940 年代前半の台湾」第 13 回現代台湾研究学術討論会、関西大学経商研究棟、2009.9.5

⑨宮崎聖子「台湾人における陸軍士官学校の経験——個人のライフヒストリーから」南島史学会第 38 回大会、関西大学東西学術研究所、2009.10.31

⑩吉田信「オランダ領東インドにおける法的住民区分の変遷 (Changes in Legal Population Divisions in the Dutch East Indies)」第 54 回国際東方学会議 (ICES) 東京会議第 1 シンポジウム「植民地統治と民族概念(Colonial Rule and Notions of Ethnicity)、日本教育会館、2009.5.15
〔図書〕(計 5 件)

①上杉妙子「戦争未亡人の物語と社会の軍事化・脱軍事化」椎野若菜編『やもめぐらし—寡婦の文化人類学』明石書店、2007、233-260

②Taeko Uesugi, 'Re-examining Transnationalism from Below and Transnationalism from Above: British Gurkhas' Life Strategies and the Brigade of Gurkhas' Employment Policies' in H. Ishii, D.N. Gellner, and K. Nawa eds., *Social Dynamics in Northern South Asia, Vol. 1: Nepalis Inside and Outside Nepal*, New Delhi: Manohar, 2007, pp. 383-410.

③Taeko Uesugi, "Military Hinduism of the Brigade of Gurkhas, British Army: Cultural Dynamics Accompanying Transnationality of the Military" in M. Tanaka ed. *Armed Forces in East and South-east Asia: Studies in Anthropology and History*, Kyoto: The Institute for Research in Humanities, Kyoto University, 2008, pp. 34-54.

④上杉妙子「第五章 異文化理解と国際看護

活動 1. 文化的存在としての人間の理解」田村やよひ編『看護の統合と実践 3 国際看護学』メヂカルフレンド社、2009、126-143

⑤永渕康之、水谷智、吉田信訳 アン・ローラ・ストーリー著『肉体の知識と帝国の権力——人種と植民地支配における親密なるもの』以文社、2010

〔産業財産権〕
なし

〔その他〕
ホームページ等 なし

6. 研究組織

(1) 研究代表者

宮崎 聖子 (MIYAZAKI SEIKO)
福岡女子大学・文学部・准教授
研究者番号：70401601

(2) 研究分担者

吉田 信 (YOSHIDA MAKOTO)
福岡女子大学・文学部・准教授
研究者番号：60314457
(H20 から連携研究者)

松沼 美穂 (MATSUNUMA MIHO)
群馬大学・教育学部・准教授
研究者番号：40438304
(H20 から連携研究者)

上杉 妙子 (UESUGI TAEKO)
専修大学・文学部・兼任講師
研究者番号：90260116
(H20 から連携研究者)

(3) 連携研究者 なし